

岩手県告示第163号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成26年3月7日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 解除予定保安林の所在場所 宮古市重茂第3地割63の3（国有林）
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 海岸保全施設用地とするため